

資源有効利用促進法判断基準省令の見直しについて

1. 概 要

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源法」という。）では、再生資源又は再生部品の利用に取り組むことが求められる業種として、同法施行令において「特定再利用業種」（個別5業種を含む。）を指定している。

この5業種のうち、紙製造業及びガラス容器製造業においては、同法判断基準省令により、事業者による再生資源利用率等の目標値を規定している。

業 種	再生資源利用率の指標	目標値
紙製造業	古紙利用率 （紙の原料に占める 古紙の重量の割合）	平成27年度までに64%
ガラス容器製造業	カレット利用率 （ガラス容器に占める使用された カレットの重量の割合）	平成27年度までに97%

これらの目標値については、平成27年度末に目標期限が到来するが、同法第15条第2項では、再生資源又は再生部品の利用状況や利用に関する技術水準等の 事情の変動に応じて必要な改定をする こととされており（参考1）、現在、新たな目標値の設定について検討を進めている（参考2、参考3）。

2. 今後の進め方

省内各担当課を中心に検討を進め、本小委員会において審議を行い、必要に応じ、パブリックコメントの実施を経て、本年度中に結論を得ることとする。

(参考1) 参照条文

<資源有効利用促進法(抜粋)>

(特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項)

第十五条 主務大臣は、特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において特定再利用業種に属する事業を行う者(以下「特定再利用事業者」という。)の再生資源又は再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用の状況、再生資源又は再生部品の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの 事情の変動に応じて必要な改定をする ものとする。

3 (略)

<紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(抜粋)>

(古紙利用率の向上)

第一条 紙製造業に属する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、色、強度、吸水性、印刷適性その他の紙の品質に対する紙の需要者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造する紙の古紙利用率(紙の原料に占める古紙の重量の割合をいう。以下同じ。)を向上させるものとする。その際、事業者は、印刷用紙、情報用紙及び包装用紙の古紙利用率が低いことその他の紙の種類ごとに異なる古紙の利用の状況を勘案するとともに、紙の需要者、国及び地方公共団体と協力しつつ、国内で製造される紙の 古紙利用率が平成二十七年度までに六十四パーセントに向上することを目標とする ものとする。

<ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(抜粋)>

(カレット利用率の向上)

第一条 ガラス容器製造業に属する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、色、強度、形状、安全性その他のガラス容器の品質に対するガラス容器の需要者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造するガラス容器のカレット利用率(ガラス容器に占める使用されたカレットの重量の割合をいう。以下同じ。)を向上させるものとする。その際、事業者は、ガラス容器の需要者、国及び地方公共団体と協力しつつ、国内で製造されるガラス容器の カレット利用率が平成二十七年度までに九十七パーセントに向上することを目標とする ものとする。

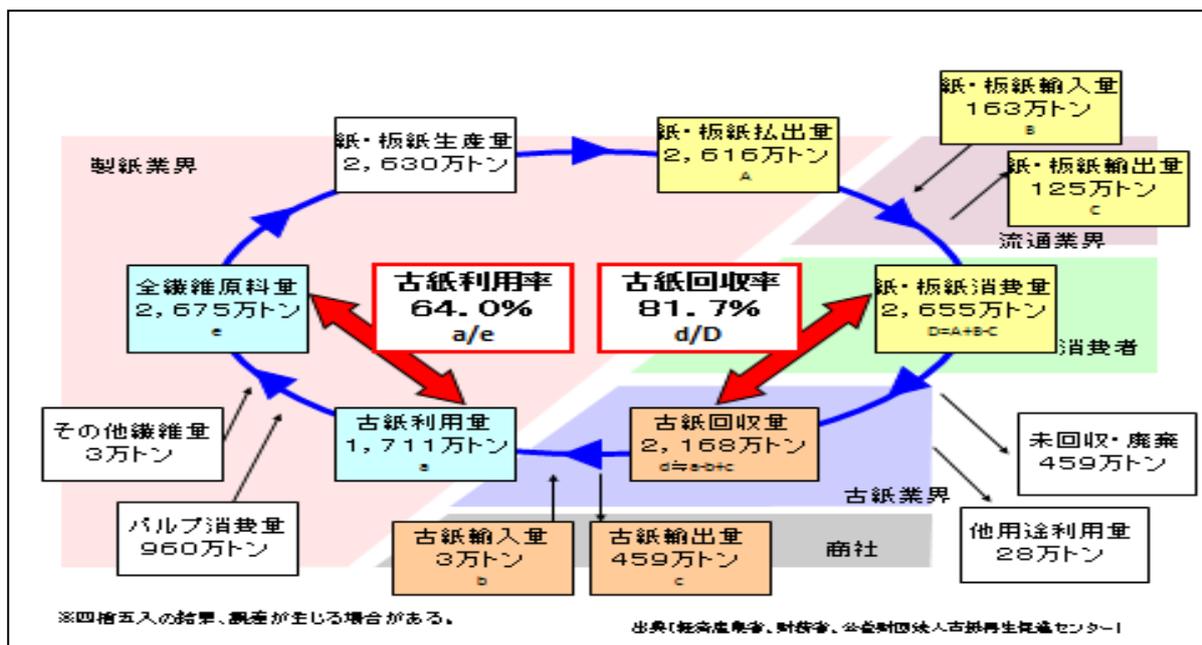
(参考2) 紙製造業におけるリサイクルの現状及び古紙利用率の改定に係る検討状況

製造産業局 紙業服飾品課

1. 紙製造業における古紙リサイクルの現状等

我が国の古紙リサイクルは、一般家庭における適切な分別、自治体及び古紙業者による回収の増加、紙製造業界による古紙再生技術の向上、グリーン購入法等による古紙配合品の積極的な活用の推進等、それぞれの取組により進展してきた結果、平成26年度時点で紙・板紙の原料のうちの約64%を古紙が占めるに至っている。他方、古紙の繰り返し利用による繊維劣化、古紙の国際流通化による古紙価格の変動の増大、紙・板紙の需要低下に伴う古紙の発生減等、古紙利用を阻害し得るいくつかの課題が指摘されている。

図1 古紙リサイクルの現状（平成26年度）



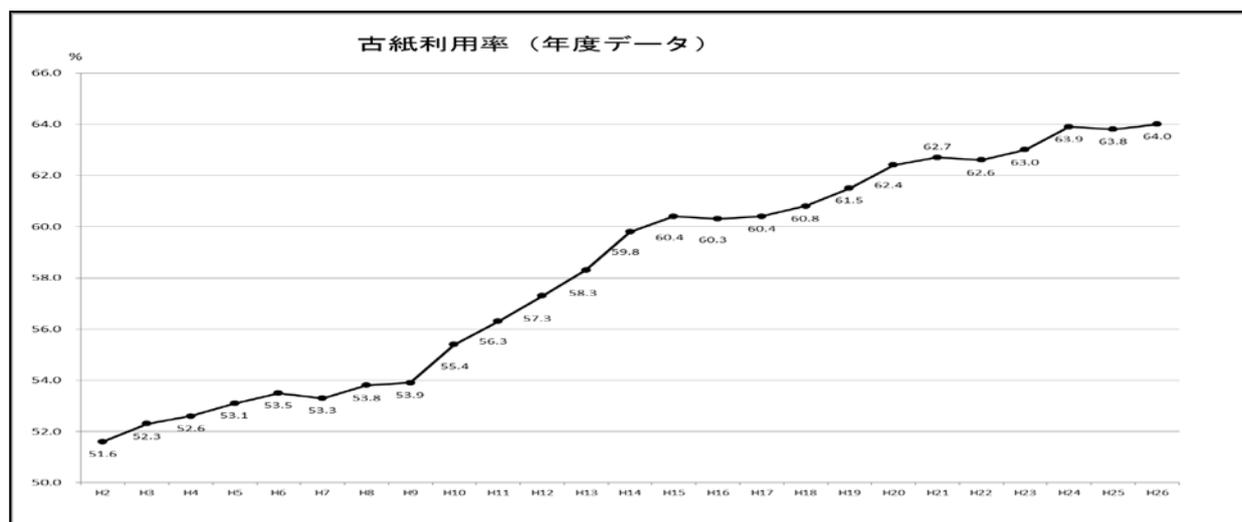
2. 紙製造業における古紙利用率の近年の推移

目標値（平成27年度末期限）に対する古紙利用率の状況は、平成25年度は63.9%、平成26年度は64.0%であり、省令で定められた目標値は概ね達成されており、平成27年度についても同等の水準に達する見通しである。しかしながら、古紙利用率はすでに横ばいで推移している状況から、今後の大幅な上昇を見込むのは困難と考えられる。

表 1 古紙利用率目標改定の時系列

改定時	平成 3 年 10 月	平成 7 年 6 月	平成 13 年 3 月	平成 18 年 3 月	平成 23 年 3 月
目標年度	平成 6 年度	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
目標率	55%	56%	60%	62%	64%

図 2 古紙利用率の実績



出典：紙パ統計、貿易統計

3. 古紙利用率目標の見直しに係る検討・調整状況

前述のとおり、古紙利用率の目標値は概ね達成されていることに鑑み、平成 26 年度、経済産業省は『古紙利用率向上の可能性に関する調査』を実施した。当該調査では、古紙利用率目標の見直しにあたって、将来的な紙・板紙の品種別需要、生産量、輸出入動向について多面的に検討を行い、また、将来的な古紙の回収量、輸出入量動向、利用量について検証した。その結果、古紙利用率については今後も上昇する可能性があるものの、そのためには、印刷情報用紙等を中心に古紙利用率を上昇させる必要性があり、それに応じて上質系の古紙を掘り起こす必要性があるという課題が示された。

他方、紙製造業界においても、紙パルプ関係の技術者等をメンバーとした委員会を設置し、紙・板紙品種ごとの理論的な古紙利用可能量及び古紙利用が環境に与える影響等について、技術面・品質面の双方から検討を行っているところである。

これらの検討結果を踏まえた上で、経済合理性を損なわないこと、あるいは環境負荷の低減といった制度本来の目的から外れることのない適切な古紙利用率目標を設定するため、引き続き検討・調整を行っているところである。

(参考3) ガラス容器製造業におけるリサイクルの現状及びカレット利用率の改定に係る検討状況

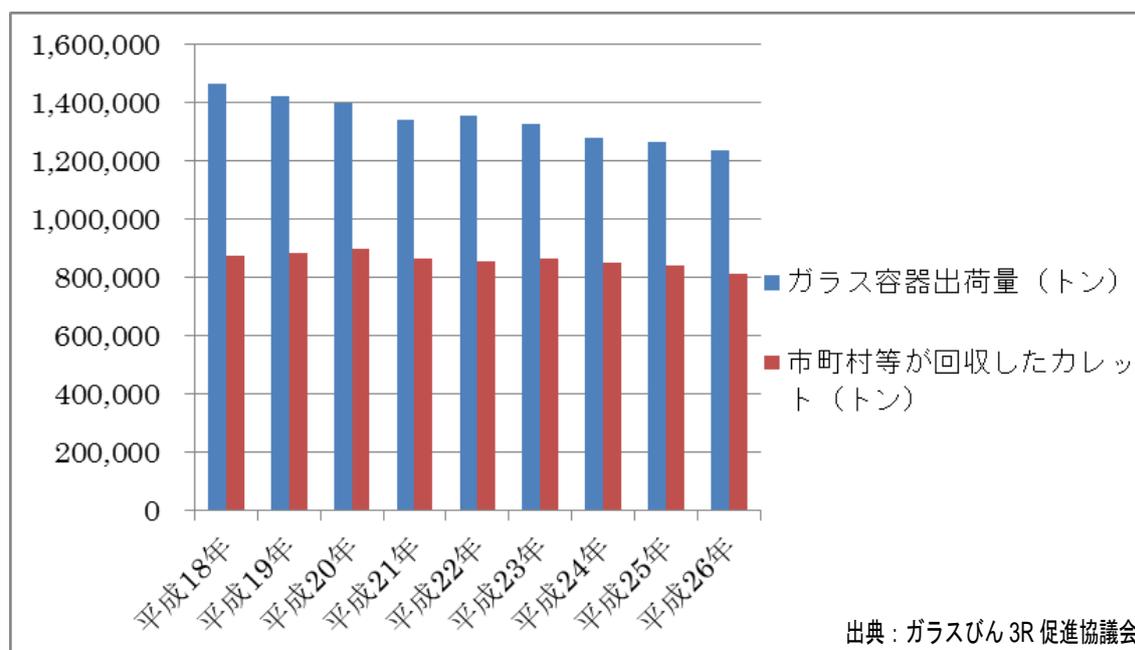
商務情報政策局 日用品室

1. ガラス容器製造業におけるカレットリサイクルの現状等

飲料販売におけるペットボトルの利用増の影響からも、近年ガラス容器の出荷量は減少傾向にある。他方、大手飲料メーカーの高級志向商品にガラスびんが採用されるケースが多くなっており、当該分野での成長が今後は期待できる。

なお、ガラス容器製造過程でのカレット利用はバージン原料の利用に比して省エネ効果等が高いため(例:カレットを10%増量してガラス容器を製造することで、熱効率が約2.5%向上。)、ガラス容器メーカーはカレット利用に積極的である。

図1 ガラス容器出荷量と市町村等が回収したカレット量の近年の推移



2. カレット利用率目標の見直しに係る検討・調整状況

平成3年度の制度制定以降、ガラス容器製造業界はカレット利用率向上のため設備の整備や技術の向上を図ってきたところ。平成26年度時点で試算した結果、前回平成23年度に改正された目標は「97%」と同等の数値となっており、現在、今後の基準のあり方につき、業界と検討を行っている。